

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日	平成15年9月2日(火)	
場 所	宇土市勤労青少年ホーム 1階 講習室	
出席委員氏名	村橋 久昭 委員長 児玉 昭八 委員 原田 久 委員 久森 庸助 委員 伊藤 博士 委員	
審議対象期間	平成15年2月1日～平成15年8月20日	
抽出案件	40	(備考)
一般競争入札	0	
指名競争入札	39	
1億円以上	(0)	
5千万円以上1億円未満	(0)	
1千万円以上5千万円未満	(9)	
5百万円以上1千万円未満	(10)	
3百万円以上5百万円未満	(11)	
3百万円未満	(9)	
随意契約	1	
その他	0	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問, それに対する回答	次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容	次のとおり	

(開会)

1 抽出事案説明

【抽出事案 6 件の工事概要，指名の経緯，開札結果について説明】

	件名	入札等方式	指名業者選定理由
1	笠瓜地区配水管布設工事	指名競争	指名審査方針による 管工事であり市内管工事業者を指名 市内に本店，支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する
		市内 6 社	
2	平成 15 年度 都市計画道路南段原線街路灯設置工事	指名競争	指名審査方針による 電気工事であり市内外の電気業者を指名 本工事と同種の工事实績を有する
		市内、市外 9 社	
3	平成 15 年度 汚水 205 号三日枝線管渠築造工事	指名競争	指名審査方針による 土木工事であり市内土木業者を指名 ・設計金額 B ランク該当工事であり，土 格付 B，A 業者より指名 市内に本店，支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する
		市内 7 社	
4	宇土・三日線改良舗装工事	指名競争	指名審査方針による 舗装工事であり市内舗装業者より指名 市内に本店，支店等を有する 本工事と同種の工事实績を有する
		市内 6 社	
5	花園配水池加圧ポンプ設備工事	指名競争	指名審査方針による 機械工事であり市内外の機械業者を指名 本工事と同種の工事实績を有する
		市外 8 社	
6	走潟小学校濾過装置設置工事	随意契約	随意契約の理由、その業者選定までの経緯 については担当係長より説明。
		市外 1 社	

2 対象期間内の工事について

【事務局より対象期間内の工事全般についての説明】

質問及び意見	回答
<p>今回の対象工事の中に落札率がかなり低い(65.40%)案件があるが、何か原因はあるのか？(工事内容が特殊であるなど)</p> <p>それでは先方(指名業者)の理由(どうしても落札したいなど)と考えていいのか？</p>	<p>年間に何本かはこのような案件があるが、特に原因は想定できない。</p> <p>我々もそう考えている。</p>

<p>そのケースは何社で入札したのか？</p> <p>入札金額が低かったのは落札業者 1 社だけだったのか？</p> <p>平均すると落札率はどれくらいの数値となるか？</p> <p>予定価格の事前公表により落札率が上昇したということはないか。</p> <p>全国的にみても予定価格の事前公表により落札率がどう変化したかというのは各自治体様々であろう。</p> <p>最近の I T 関係の入札では、最初のインシヤルコストは 1 円で落札し、ランニングコストで利益を得るということも見られ、単純に安ければいいというものではない。</p> <p>もし、落札率の低下が市の財政に寄与していると捉え、この委員会の目標の一つとするのであれば、事前公表をしていながらも落札率が低下している自治体の例を検討し、学ぶべきではないか。</p>	<p>5 社である。</p> <p>もう 1 社あり、計 2 社が低金額での入札だった。</p> <p>例年 9 7 % 程度である。</p> <p>確かに事前公表前が若干低かった。</p> <p>ちなみに当市では予定価格の事前公表は行っているが、指名業者の事前公表は行っていない。</p> <p>今後調査して検討する。</p>
---	--

### 3 指名停止について

【事務局より指名停止処分案件 1 3 件について経緯，処分内容についての説明】

- ・工期遅延によるものが 8 件、竣工検査の点数によるものが 5 件
- ・指名審査会の内規に竣工検査の評点が低かった業者については、対象工事 1 回の指名停止を行う旨の規定あり。

質問及び意見	回 答
<p>件数がかなり多いのではないか？さらに同じ業者が何回も指名停止を受けることに対しては、どうなのか？</p>	<p>確かに今回は例年よりも多い。</p> <p>工期遅延も請負業者への処分ではあるが市の監督もより徹底していく。</p> <p>さらに何回も遅延が発生する業者につい</p>

<p>検査の評点で指名停止になる場合は「対象工事1回」となっているがどういふことか？</p> <p>期間での停止と対象工事1回の停止は業者に対してはどちらが重い処分となるのか？</p> <p>そうであれば、対象となる事由（遅延や低評点）の重大さと処分の重さは必ずしも比例しないこともあるのか？</p>	<p>では基準以上の措置を講じることも現在検討している。</p> <p>その業者が指名の対象となる工事1回の停止ということであり、例えば土木工事の場合、格付けによるランクに基づく指名となるため、「同地区の同ランク工事」を「対象工事」と考えている。</p> <p>期間での停止の場合は、その期間に発注がなければ何事もなく過ぎる。しかし、発注が多ければ、対象工事1回よりも重い処分となる。</p> <p>現在の方式ではその可能性はある。今後検討させていただく。</p>
--	--

#### 4 その他

会議の公開，非公開について

##### 【事務局より説明】

<p>会議の公開、非公開は会議において決定することとなっている。</p> <p>前回会議までは「当分の間非公開」という方針であった。</p> <p>「宇土市附属機関の会議の公開に関する基準」によると、会議は「原則として公開」であるが「情報公開条例に掲げる」ものは公開しないことができるとある。</p> <p>本会議での審議は第2、5号に該当すると考えられ、引き続き非公開という方針とすることができる。</p>
--

質問及び意見	回 答
<p>基準中で「会議を公開しないときはその理由を明らかにすること」とされているが、どのような形で公表するのか？</p>	<p>理由書は情報公開条例に基づいて作成する。</p> <p>公表は掲示などの方法ではなく、問い合わせに対してその理由を提示するような形になると考えている。</p>
<p>その基準自体は公表するのか？</p>	<p>公表する。</p>
<p>会議の内容が固まってくれば公開も</p>	

考えられるが、現在は手探りの状態であり、公開できない内容の話となる可能性もあるため非公開の方向で考えたい。	
---	--

平成15年度第2回定例会議の日程について

平成16年3月2日(火) 13:30より。 場所は青少年ホーム1階 講習室
--

次回工事抽出当番委員の決定

久森 庸助委員に決定
------------

(閉会)